

動薬協会発 193 号
令和 2 年 3 月 9 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

食品循環資源の飼料利用農場に対する加熱処理等の指導強化について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（元消安第 5725 号）がありましたので、お知らせします。

元消安第5725号
令和2年3月6日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

食品循環資源の飼料利用農場に対する加熱処理等の指導強化について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、豚及びいのししの所有者への周知、指導等につき御協力方よろしくお願ひします。

写

元消安第 5 7 2 5 号

令和 2 年 3 月 6 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

食品循環資源の飼料利用農場に対する加熱処理等の指導強化について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

食品循環資源を飼料利用している農場調査については、「第 11 回拡大 C S F 疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえた食品循環資源を給与する農場への立入指導について」（令和 2 年 1 月 23 日付け元消安第 4715 号）により、御報告いただいたところです。

調査結果（別紙）については、利用している食品循環資源の加熱が必要と見込まれる農場（食品循環資源を、肉を扱う事業所等から収集し、利用している農場）が 378 戸であり、豚又はいのししの全飼養農場の 6.9%を占めております。

このうち、29 戸は指導中との回答であり、C S F 及び A S F の防疫上速やかに対処する必要があることから、該当の都道府県においては、繰り返し指導を実施し、速やかに改善を図っていただきますようお願いいたします。また、指導に当たっては、「飼養衛生管理基準の遵守指導強化について（技術的助言）」（平成 31 年 4 月 19 日付け 31 消安第 361 号）に基づき、家畜伝染病予防法第 12 条の 5 の規定による指導及び助言、同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による勧告並びに同条第 2 項の規定による命令を厳格に適用し、効果的・効率的な指導に努めてください。

なお、指導の状況については、3 月 18 日（水）までに担当者へ御報告くださいますようお願いいたします。

農林水産省消費・安全局
動物衛生課病原体管理班
担当：古庄、前淵
電話：03-3502-8292

(別紙)

農 林 水 産 省
動 物 衛 生 課

食品循環資源を飼料利用している農場調査について(令和2年2月現在)

1. 調査の概要

豚又はいのししの飼養農場における食品循環資源の利用状況について、都道府県の家畜保健衛生所による立入調査を実施。

2. 結果

農場の種類	農場数	比率
全国の豚、いのしし飼養農場	5,439 戸	100.0%
食品循環資源を飼料として利用している農場	874 戸	16.1%
飼料会社(※)が製造した食品循環資源由来飼料を利用している農場	151 戸	2.8%
自ら、肉を扱わない事業所等のみから食品循環資源を収集し、利用している農場	345 戸	6.3%
自ら、肉を扱う事業所等から食品循環資源を収集し、利用している農場	378 戸	6.9%
農場で適正に加熱処理している農場	196 戸	3.6%
既に食品の調理段階で加熱処理済みの原料のみ利用している農場	153 戸	2.8%
指導中の農場	29 戸	0.5%

- 注) 1. 全国の豚、いのしし飼養農場数(5,439 戸)は、家畜伝染病予防法 12 条の 4 に基づく定期報告による数(H31)。
2. 本調査では、現行の基準(70℃以上で 30 分間以上又は 80℃以上で 3 分間以上)による加熱処理の実施を確認。
3. ※ 肉を含む可能性のある食品循環資源を原料として飼料を製造・販売している事業者(54 社)。(H30 年度調べ。加熱処理状況は FAMIC が立入調査により適正実施を確認。)